

平成 27 年度庁内若手職員による若者施策研究会設置要領

(目的)

第1 この要領は、庁内若手職員による若者施策研究会（以下「若手ゼミ」という。）を設置することにより、若手職員の感性を活かし、「若者が主役になって躍動するいわて」の実現に向けた施策（以下「若者施策等」という。）について部局横断で研究活動を行い、県の施策展開に資することを目的とする。

(研究活動)

第2 若手ゼミは、若者施策等に係る具体的取組について次の研究活動を行う。

- (1) 新規施策等の提案・提言活動
- (2) 提案・提言を踏まえた実践活動

(構成員)

第3 知事は、本庁各部局長等の長、広域振興局長、広域振興局以外の出先機関の長、医療局長及び企業局長並びに議会、監査委員及び各委員会の事務局（警察本部を除く。）の長（以下「各部局長等」という。）により推薦された候補者の中から、概ね 20 人以内を基本として若手ゼミの構成員（以下「第3期ゼミ生」という。）を指名する。

2 各部局長等は、第1に規定する目的に照らし、次の点に留意して第3期ゼミ生の候補者を推薦するものとする。

- (1) 対象は若手職員（概ね 40 歳まで）とすること。
- (2) 対象職員の希望状況、業務内容、経験年数、必要性等を勘案すること。（できるだけ、新規事業立案等の経験がある職員が含まれることが望ましい。）
- (3) 男女比を考慮するとともに、候補者が複数となる場合は推薦順位を付すこと。

3 研究活動等において第3期ゼミ生以外の職員（平成 25 年度及び平成 26 年度の若手ゼミに参加した職員等）の参画が必要な場合、知事は、各部局長等と協議の上、助言・サポート等の協力を依頼する。

(服務)

第4 若手ゼミの研究活動は、各部局長等の指示を受け、第3期ゼミ生の所属等が特に命ずる業務として行う。

2 第3期ゼミ生の服務上の取扱い（勤務時間、旅行命令等）は、原則として岩手県職員研修規程第6条に規定する能力開発研修に準ずるものとし、必用な範囲において就業時間内にワークショップ、ベンチマーキング、実践活動等を実施する。

3 第3第3項の規定により第3期ゼミ生以外の職員が研究活動に参画する場合は、前2項の規定に準じて取り扱うものとする。

(事務局)

第5 若手ゼミの事務局は、環境生活部若者女性協働推進室が担う。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、若手ゼミの設置に関し必要な事項は、環境生活部長が定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 20 日から施行する。